

契約情報の公表について(随意契約)

| 工事の名称、場所及び期間又は物品役務等の名称及び数量 | 契約担当役等の氏名及びその所属する本店又は支店の所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした理由(企画競争又は公募) | 予定価格(円) | 契約金額(円) | 落札率(%) | 再就職の役員の数 | 備考 |
|----------------------------|----------------------------------|-----------|-------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|-----------|---------|----------|----|
| 宿舍借上 | 契約担当役 塚田和男 愛知県名古屋市中区新栄3-20-16 | 平成20年4月1日 | 有限会社オオスミプランニング 静岡県浜松市東区西塚町311-7 | 会計規程第25条第1項 当該物件には現に職員が居住中であり、継続して宿舍として活用する必要があることから当該物件の賃貸人と随意契約したものである。 | 1,768,725 | 1,768,725 | 100.00% | - | |
| 宿舍借上 | 契約担当役 塚田和男 愛知県名古屋市中区新栄3-20-16 | 平成20年4月1日 | 有限会社オオスミプランニング 静岡県浜松市東区西塚町311-7 | 会計規程第25条第1項 当該物件には現に職員が居住中であり、継続して宿舍として活用する必要があることから当該物件の賃貸人と随意契約したものである。 | 1,853,775 | 1,853,775 | 100.00% | - | |
| 宿舍借上 | 契約担当役 塚田和男 愛知県名古屋市中区新栄3-20-16 | 平成20年4月1日 | 大東建物管理株式会社 東京都港区港南2-16-1 | 会計規程第25条第1項 人事異動に伴い、正式な異動日までの短期間で緊急に職員宿舍の借上が必要となり、競争に付すことができないことから、事務所に近接する当該物件を宿舍として活用するため賃貸人と随意契約したものである。 | 1,676,220 | 1,676,220 | 100.00% | - | |
| 事務所賃貸借 | 契約担当役 塚田和男 愛知県名古屋市中区新栄3-20-16 | 平成20年4月1日 | 住友生命保険相互会社 大阪府大阪市中央区城見1-4-35 | 会計規程第25条第1項 当該場所であれば業務を行うことが不可能であることから、場所が限定され、供給者が一に特定されるため、同社と随意契約したものである。 | 2,730,792 | 2,730,792 | 100.00% | - | |
| ETC交通料 | 契約担当役 塚田和男 愛知県名古屋市中区新栄3-20-16 | 平成20年4月1日 | 株式会社ジェーシービー 東京都港区南青山5-1-22 | 会計規程第25条第1項 高速道路料金等はクレジットカード会社によって差がなく、競争が働かないため、同社と随意契約したものである。 | 1,640,700 | 1,640,700 | 100.00% | - | |
| 電気 | 契約担当役 塚田和男 愛知県名古屋市中区新栄3-20-16 | 平成20年4月1日 | 中部電力株式会社 愛知県名古屋市中区千代田2-12-14 | 会計規程第25条第1項 提供を行うことが可能な業者が一に限られるため、同社と随意契約したものである。 | 4,748,752 | 4,748,752 | 100.00% | - | |
| ガス | 契約担当役 塚田和男 愛知県名古屋市中区新栄3-20-16 | 平成20年4月1日 | 東邦ガス株式会社 愛知県名古屋市中区星が丘元町15-33 | 会計規程第25条第1項 提供を行うことが可能な業者が一に限られるため、同社と随意契約したものである。 | 2,120,727 | 2,120,727 | 100.00% | - | |
| 電話 | 契約担当役 塚田和男 愛知県名古屋市中区新栄3-20-16 | 平成20年4月1日 | 西日本電信電話株式会社 名古屋支店 愛知県名古屋市中区大須4-9-60 | 会計規程第25条第1項 提供を行うことが可能な業者が一に限られるため、同社と随意契約したものである。 | 3,353,434 | 3,353,434 | 100.00% | - | |
| 携帯電話 | 契約担当役 塚田和男 愛知県名古屋市中区新栄3-20-16 | 平成20年4月1日 | 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海 愛知県名古屋市中区東桜1-1-10 | 会計規程第25条第1項 業務上、引き続き役務の提供を受ける必要があり、契約の性質又は目的が競争を許さないため、同社と随意契約したものである。 | 1,169,769 | 1,169,769 | 100.00% | - | |
| 後納郵便 | 契約担当役 塚田和男 愛知県名古屋市中区新栄3-20-16 | 平成20年4月1日 | 郵便事業株式会社千種支店 愛知県名古屋市中区今池4-9-18 | 会計規程第25条第1項 郵便法又は民間事業者による信書の送達に関する法律に規定する郵便及び信書の送達が可能なる事業者は、同社しかないため随意契約したものである。 | 5,974,715 | 5,974,715 | 100.00% | - | |
| | | | | | | | --- | | |
| | | | | | | | --- | | |

(注)

会計規程施行細則第40条第1項に基づく公表である。